

令和8年度
ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
公募説明会

目次

1. 全体構成の変更について	1
2. 応募団体の要件	2
3. 成果目標	3
4. 優先枠の設定	4
5. 審査基準	6
6. 申請上限額	8
7. 環境負荷低減チェック・要件化（みどりチェック）	10

1. 全体構成の変更について

- 取組内容の構成が地域公募事業と全国公募事業に分かれます。
- (1)～(3)の取組と併せて、検討会の開催、報告書やマニュアルの作成、成果報告会等の普及に向けた取組を一体的に行うこととします。
- 全国公募事業のキックオフ会議及び成果報告会は、他の事業実施主体や花き産業関係者への情報提供に配慮しながら会議を開催（対面やオンライン）することとします。

令和7年度

第2の1取組内容	
(1) 花き流通の効率化等の取組	第2の1(2)と 第2の2(2)へ
(2) ホームユース需要等に対応した品目等の転換の取組	第2の1(1)と 第2の2(1)へ
(3) 新たな需要開拓、消費拡大に向けた地域段階の取組	第2の1(3)へ
(4) ホームユース需要等の更なる拡大のための全国的な普及活動	第2の2(3)へ
(5) 産地の花き生産の課題解決に資する技術実証等	第2の1(1)へ
(6) 国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証	第2の2(1)へ

令和8年度

第2の1 地域公募事業
(1) 花きの安定供給に向けた地域段階の生産課題の解決に資する取組
(2) 花き流通の効率化に向けた地域段階の技術実証等の取組
(3) 花きの需要増進に向けた地域段階の取組
第2の2 全国公募事業
(1) 花きの安定供給に向けた全国段階の生産課題の解決に資する取組
(2) 花き流通の効率化に向けた全国段階の技術実証等の取組
(3) 花きの需要増進に向けた全国段階の取組

目次

1. 全体構成の変更について	1
2. 応募団体の要件	2
3. 成果目標	3
4. 優先枠の設定	4
5. 審査基準	6
6. 申請上限額	8
7. 環境負荷低減チェック・要件化（みどりチェック）	10

2. 応募団体の要件（地域公募事業）

- ・地域推進協議会、広域推進協議会の構成員である都道府県は、花き振興法第4条に基づく振興計画を策定している又は事業実施期間中に策定する見込みである必要があります。

【花き振興法第4条】

都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第2 事業の実施方針

1 花き振興法第4条に定める振興計画

名称：	
公表ページのURL	

注：事業実施計画書作成時に花き振興法第4条に定める振興計画を未策定の場合は、策定予定期間を記載すること。

策定予定期間：

2 事業実施地区の課題

※1の振興計画における総合的な課題の概要を記載。その他、活動区域における花きの生産、流通、消費面の課題があれば追加で記載。

3 事業実施地区の目標

※1の振興計画において目標を定めている場合はその目標を記載。そのほかの活動区域における目標を記載する場合は、いつまでに何を達成するのか、具体的な展望を記載すること。

例：花き産出額4,500億円（令和12年まで）

振興計画において、課題や目標を定めている場合は、事業実施計画書の第2の「事業の実施方針」の2, 3に記載してください。



これまでに策定した振興計画の期間内に当該年度が含まれる場合は、新たな振興計画の策定、改定は不要です。

目次

1. 全体構成の変更について	1
2. 応募団体の要件	2
3. 成果目標	3
4. 優先枠の設定	4
5. 審査基準	6
6. 申請上限額	8
7. 環境負荷低減チェック・要件化（みどりチェック）	10

3. 成果目標

- ・成果目標は、主要な取組・品目に対して1つ設定するものとします。
- ・成果目標の順番を生産、流通、消費に整理しています。また、5～9の目標は、地域公募事業においても選択できるようになりました。

達成すべき目標	
1	事業実施主体の活動区域における花きの10a当たり又は単位数量当たり労働時間を基準値から3%以上低減
2	事業実施主体の活動区域における花きの10a当たり又は単位数量当たりの生産コスト又は生産資材（燃油、電気等のエネルギー、農薬、肥料等の資材。以下同じ）の使用量を基準値から3%以上低減
3	事業実施主体の活動区域における花きの10a当たり収量、秀品率又は出荷額を基準値から3%以上増加
4	事業実施主体の活動区域における需要に応じた花きの作付面積を基準値から3%以上増加
5	本事業で実証を行う経営体における対象品目の10a当たりの収量又は秀品率を基準値と比較して5%以上増加
6	本事業で実証を行う経営体における対象品目の10a当たりの生産コスト又は生産資材の使用量を基準値と比較して5%以上低減
7	本事業で実証を行う経営体における対象品目の10a当たりの農業所得を基準値と比較して5%以上増加
8	本事業で実証を行う経営体における対象品目の取扱数量又は取扱金額を基準値と比較して5%以上増加
9	本事業で実証を行う経営体における対象品目の10a当たりの出荷数量を基準値と比較して5%以上増加
10	事業実施主体の活動区域における花きの流通経路間における輸送効率を基準値から3ポイント以上向上（輸送効率は、単位数量当たりの輸送経費（円/本、箱）又は輸送時間（hr/本、箱）の指標を用いて設定）
11	事業実施主体の活動区域における花きの流通経路間における積載効率を基準値から3ポイント以上向上又は労働時間を基準値から3%以上削減
12	事業実施主体の活動区域における花きの流通経路間における資材費を基準値から3%以上削減（資材とは、流通に用いられるダンボール箱等の資材を指す。）
13	事業実施主体の活動区域における花きの流通経路間におけるロス率（廃棄率）を基準値から3ポイント以上減少
14	事業実施主体の活動区域における花きの新たな輸送手段を一つ以上増加
15	事業実施主体の活動区域における花きの流通距離（産地から市場等の出荷先までの距離）を基準値から3%以上削減
16	事業実施主体の活動区域における花きの消費量又は消費金額を基準値から3%以上増加
17	事業実施主体の活動区域における花きの販売業者の取扱数量又は販売金額を基準値から3%以上増加
18	事業実施主体の活動区域における花きの新たな販売形態又は販路を一つ以上拡大（新たな販路の拡大は、取組前年度に販売実績の無い販売形態又は販売先を新たに開拓すること及び既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することを含む。ただし、海外向けは含まない。）

目次

1. 全体構成の変更について	1
2. 応募団体の要件	2
3. 成果目標	3
4. 優先枠の設定	4
5. 審査基準	6
6. 申請上限額	8
7. 環境負荷低減チェック・要件化（みどりチェック）	10

4. 優先枠の設定

- 令和8年度は、「高温障害の回避・軽減に資する技術」と「病害虫被害の軽減に資する技術」の取組を優先枠の取組とします。
- 優先枠の取組に対しては、優先的に予算を配分します。

第2の1 地域公募事業

(1) 花きの安定供給に向けた地域段階の生産課題の解決に資する取組

ア 生産技術の高度化・産地体制の強化

(ア) 高温障害の回避・軽減に資する技術

(イ) 病害虫被害の軽減に資する技術



(ウ) 低コスト化・省力化に資する技術

(エ) 高品質化・高付加価値化に資する技術

(オ) 優良種苗、新品種種苗の効率的な増殖に資する技術

(カ) 環境負荷低減に資する技術

(キ) その他、地域段階の生産課題の解決に資する技術

イ ホームユース需要等に対応した品目等への転換や導入の取組

ウ 国際認証等取得の取組

(ア) 国際認証等に係る研修会の開催

(イ) 国際認証等の取得

第2の2 全国公募事業

(1) 花きの安定供給に向けた全国段階の生産課題の解決に資する取組

ア 生産技術の高度化・産地体制の強化

(ア) 高温障害の回避・軽減に資する技術

(イ) 病害虫被害の軽減に資する技術



(ウ) 低コスト化・省力化に資する技術

(エ) 高品質化・高付加価値化に資する技術

(オ) 優良種苗、新品種種苗の効率的な増殖に資する技術

(カ) 環境負荷低減に資する技術

(キ) その他、全国段階の生産課題の解決に資する技術

イ ホームユース需要等に対応した品目等への転換や導入の取組

4. 優先枠の設定（経費の流用）

- ・優先枠の取組に対する配分額は、優先枠外の取組へ流用することはできません。

流用ができない場合の例

	申請額		配分額	計画修正	
	内訳	合計		内訳	合計
(1) ア(ア) 高温障害の回避・軽減に資する技術	60万円	100万円	100万円	10万円	50万円
(1) ア(イ) 病害虫被害の軽減に資する技術	40万円			40万円	
(1) ア(ウ) 低コスト化・省力化に資する技術	25万円			25万円	
(1) イ ホームユース需要等に対応した品目等への転換や導入の取組	15万円			15万円	
(1) ウ 國際認証等取得の取組	10万円		200万円	150万円	200万円
(2) 花き流通の効率化に向けた地域段階の技術実証等の取組	50万円			50万円	
(3) 花きの需要増進に向けた地域段階の取組	100万円			100万円	
合計		300万円	250万円		250万円

→優先枠から優先枠以外へ配分額を流用することはできません。

流用ができる場合の例

	申請額		配分額	計画修正	
	内訳	合計		内訳	合計
(1) ア(ア) 高温障害の回避・軽減に資する技術	60万円	100万円	100万円	30万円	100万円
(1) ア(イ) 病害虫被害の軽減に資する技術	40万円			70万円	

→優先枠内の配分額の流用は可能です。

目次

1. 全体構成の変更について	1
2. 応募団体の要件	2
3. 成果目標	3
4. 優先枠の設定	4
5. 審査基準	6
6. 申請上限額	8
7. 環境負荷低減チェック・要件化（みどりチェック）	10

5. 審査基準

- 審査基準1、2のうち、「有効性」「実現性」「公益性」「重要課題への対応やモデル性等」「課題解決への意欲等」で1項目でも0ポイントとなつた場合は、採択をすることができません。
- また、審査基準の2の【モデル性等】、【課題解決への意欲等】が0ポイントとなる場合は、事業趣旨になじまない取組であるため、採択することができません。



審査基準のうち、以下の項目が0ポイントの場合は、採択をすることができません。

- **有効性**
- **実現性**
- **公益性**
- **重要課題への対応やモデル性等**
- **課題解決への意欲等**

採択ができない場合の例

審査基準	ポイント
1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準	
有効性	3/5
効率性	3/5
実現性	3/5
公益性	3/5
2 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準	
重要課題への対応やモデル性等	5/5
課題解決への意欲等	0/5
加算ポイント	1/5
合計	18/35

2 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
重要課題への対応やモデル性等	<p>【重要課題への対応】 第2の1の(1)のアの(ア)若しくは(イ)又は第2の2の(1)のアの(ア)若しくは(イ)を実施する取組となっている。</p> <p>【モデル性等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2の1の(1)から(3)まで又は第2の2の(1)から(3)の全てを実施する取組となっている。 ・ 新たな取組手法や先進的な技術、その他革新的な内容が含まれた取組となっている。 	3 2つ満たす。 1つ満たす。 0	3 2 1 0
課題解決への意欲等	<p>【課題解決への意欲等】 事業実施計画において活動区域の課題が十分に分析されており、課題に対応した取組内容になっている。</p> <p>※「なっている。」場合は、次の審査基準により審査する。</p>	なっている。 なっていない。	1 0
	(初めて当該事業に応募) 初めて当該事業に応募する事業実施主体については、現場への実装又は定着を目指す第2の1の(1)から(3)又は第2の2の(1)から(3)の取組となっている。	4つ以上 3つ 2つ 1つ	4 3 2 1
	(過年度に当該事業を活用) 過年度に当該事業を活用した事業実施主体については、直近3か年に取り組んだ第2の1の(1)から(3)又は第2の2の(1)から(3)の技術及び取組が実装又は定着している。		

5. 審査基準

- 事業実施主体又は事業実施主体の構成員が加算ポイントの項目の条件を満たしている場合は、1項目につき最大1ポイントを加算することができます。

加算ポイント

項目	条件
・輸出事業計画 ・フラッグシップ輸出産地	いずれかの認定を受けている
みどりの食料システム法の ・環境負荷低減事業活動実施計画 ・特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・基盤確立事業実施計画	いずれかの認定を受けている
・生産方式革新実施計画 (計画の内容が本事業で実証する取組内容に合致している場合に限る。)	・認定を受けている ・事業終了時までに認定を受けることが確実
・将来像が明確化された地域計画の目標地図	位置付けられている
食料システム法の ・安定取引関係確立事業活動計画 ・流通合理化事業活動計画 ・環境負荷低減事業活動計画 ・消費者選択支援事業活動計画 (計画の内容が本事業で実証する取組内容に合致している場合に限る。)	いずれかの ・認定を受けている ・事業終了時までに認定を受けることが確実

※ ポイント加算を受ける場合は、条件を満たしていることが確認できる資料(HPのリンク等も可)をご提出ください。

(参考) 1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業実施主体は関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

目次

1. 全体構成の変更について	1
2. 応募団体の要件	2
3. 成果目標	3
4. 優先枠の設定	4
5. 審査基準	6
6. 申請上限額	8
7. 環境負荷低減チェック・要件化（みどりチェック）	10

6. 申請上限額

- 令和6年度予算の実績報告時に、補助金交付額の20%又は200万円のいずれか低い金額を超える不用額が生じた場合は、令和8年度予算の公募における申請額の上限は、令和6年度の補助金の確定額となります。
※災害等やむを得ないと認められる場合を除く。

申請上限額の例

令和6年度
【事業実施主体A】 交付額：500万円 確定額： 390万円 不用額： 110万円 （交付額の22%）
➡ 補助金交付額の20%を超える不用額
【事業実施主体B】 交付額：1,500万円 確定額： 1,250万円 不用額： 250万円 （交付額の17%）
➡ 補助金交付額から200万円を超える不用額

令和8年度
【事業実施主体A】 令和8年度予算の公募における申請額の上限は 390万円
【事業実施主体B】 令和8年度予算の公募における申請額の上限は 1,250万円

※令和6年度予算の実績報告時に

- 不用額が発生していない場合
- 不用額は発生したが交付額の20%以下かつ200万円以下だった場合は、令和8年度予算の申請額に上限はありません。

6. 申請上限額（需要増進にむけた地域段階の取組）

- ・地域公募事業の「（3）花きの需要増進に向けた地域段階の取組」の申請額の上限は、1,000万円かつ事業実施主体の事業全体に係る申請額の2分の1とします。

申請額上限を超える場合の例

	国庫補助金
(1) 花きの安定供給に向けた地域段階の生産課題の解決に資する取組	500万円
(2) 花き流通の効率化に向けた地域段階の技術実証等の取組	400万円
(3) 花きの需要増進に向けた地域段階の取組	1,000万円 (52.6%)
合計	1,900万円

○ 1,000万円以下
✗ 2分の1を超えてる

申請額上限を超えない場合の例

	事業費	国庫補助金	その他 (自己負担)
(1) 花きの安定供給に向けた地域段階の生産課題の解決に資する取組	600万円	600万円	—
(2) 花き流通の効率化に向けた地域段階の技術実証等の取組	500万円	500万円	—
(3) 花きの需要増進に向けた地域段階の取組	1,500万円	1,000万円 (47.6%)	500万円
合計	2,600万円	2,100万円	500万円

自己負担により事業費が1,000万円、全体の2分の1を超えることは問題ございません。

○ 1,000万円以下
○ 2分の1以下

目次

1. 全体構成の変更について	1
2. 応募団体の要件	2
3. 成果目標	3
4. 優先枠の設定	4
5. 審査基準	6
6. 申請上限額	8
7. 環境負荷低減チェック・要件化（みどりチェック）	10

7. 環境負荷低減チェック・要件化（みどりチェック）

- ・「みどりチェック」※チェックシートは、交付申請時と実績報告時にご提出をお願いします。
 - ・事業実施主体は、チェックシート実施者リストを提出することで、チェックシートの提出を省略することができます。（事業実施主体は作成・提出された全てのチェックシートを保管する必要があります。）

※旧「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」

チケットシートの様式

添附 6-1

「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

Ver. 3.1

事業名	令和 年度持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進	
協議会名		
代表者氏名		
住所	【該当する方に○】 申請書 （はくしょ）	
連絡先	報酬書 （ほうしゅょ） （しまさた）	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
解説書

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えよいかわからない場合は、解説書をご覧ください。

・記載内容に「該当しない」場合に□にチェックしてください。



チェック

環境関係法令の遵守等

① みどりの食料システム戦略の理解

② 関係法令の遵守

③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

④ 正しい知識に基づく作業安全に努める

エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除

⑤ 省エネを意識し、不必要・効率的なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームブリーズ・クールブリーズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める

⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料・農産物等の検査を検討

悪臭及び害虫の発生防止

⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める （該当しない）

農業物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処理

⑧ プラスチックの削減に努め、適正に処理

⑨ 資源の有効利用を検討

生物多様性への影響の防止

⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事を実施する場合
生物多様性に配慮した事業実施に努める （該当しない）

⑪ ※特定事業場である場合
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 （該当しない）

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、衛生物の製造及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品衛生資源の再生利用等の促進に関する法律（平成2年法律第16号）、容器包装等の分別収集及び商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働衛生法（昭和47年法律第5号）、合法採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第40号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートに記載された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、補充しました → □

体裁や項目が整理されました。

チェックシート実施者リストの様式

(注1) 「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組に取り組む全ての者を上記の表に記載してください。また、必要に応じて行を追加してください。

(注2) 交付申請時においては「します」欄に○を、実績報告時においては「しました」欄に○を記載してください。

3) 「対象チェックシート」の略称については、以下のとおりです。該当する業種に○を記載してください。
民：民間事業者・自治体等向け（別添6-1）
典：典業界登録向け（別添6-2）